

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

27 年 6 月 日

大分県知事 殿

提出者
住 所 福岡県福岡市中央区大名1-14-45
氏 名 株式会社 鴻池組 九州支店
執行役員支店長 竹下 浩
電話番号 092 - 721 - 5028

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 鴻池組 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市中央区大名1-14-45
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	別紙参照
③従業員数	別紙参照
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排 出 量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理に係る管理体制のもと、別紙のとおり、 産業廃棄物排出の抑制、再生利用に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排 出 量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) 上記同様、環境負荷の低減に努め、強化・継続的改善を 図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物処理に係る管理体制のもと、別紙のとおり、 産業廃棄物の分別に努めている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記同様、指導・教育に努め、強化・継続的改善を図る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) 別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) 別紙参照		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) 別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) 別紙参照		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) 別紙参照		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) 別紙参照		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照	別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) 別紙参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照	別紙参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) 別紙参照		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

平成27年度 産業廃棄物処理計画書 内訳

産業廃棄物の種類	昨年度の発生量	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	④自己中間処理量	⑤自己中間処理残渣量	⑥自己中間処理後再生利用量	⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	⑧直接委託量					
									全処理委託量	優良認定処理業者処理委託量	再生利用業者処理委託量	認定熱回収業者処理委託量	熱回収業者処理委託量 (認定業者以外)	最終処分
コンクリートガラ	814.0 t	814.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	814.0 t	0.0 t	802.0 t	0.0 t	0.0 t	12.0 t
アスファルトガラ	296.0 t	296.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	296.0 t	0.0 t	292.0 t	0.0 t	0.0 t	4.0 t
その他がれき類	3.0 t	3.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	3.0 t	0.0 t	3.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
ガラス・陶磁器くず	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
廃プラスチック類	7.4 t	7.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	7.0 t	0.0 t	6.0 t	0.0 t	0.0 t	1.0 t
金属くず	0.6 t	1.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	1.0 t	0.0 t	1.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
建設汚泥	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
紙くず	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
木くず	9.6 t	10.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	10.0 t	0.0 t	5.0 t	0.0 t	4.1 t	1.0 t
繊維くず	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
廃石膏ボード	5.1 t	5.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	5.0 t	0.0 t	3.0 t	0.0 t	0.0 t	2.0 t
安定型混合	19.6 t	20.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	20.0 t	0.0 t	6.0 t	0.0 t	0.0 t	14.0 t
管理型混合	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
廃油	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
廃酸	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
廃アルカリ	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
燃えがら	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
その他	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
合計	1,155.3 t	1,156.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	1,156.0 t	0.0 t	1,118.0 t	0.0 t	4.1 t	34.0 t

1. 事業の概要

名 称	株式会社鴻池組 九州支店
所在地	福岡県福岡市中央区大名1-14-45
業 種 名	総合建設業
資 本 金	52.5億円
従 業 員 数	96名 (全社 1,554名)
I S O の 取 得 状 況	I S O 1 4 0 0 1 認 証 取 得 (平 成 1 3 年 1 月)
連 絡 先	電 話 0 9 2 - 7 2 1 - 5 0 2 8 担当部名 安全環境部 F A X 0 9 2 - 7 5 1 - 9 8 7 7

2. 計画期間

平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで 1年間

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者

○統括環境管理者：九州支店長

管轄下の支店、営業所、機材センター及び工事事務所等の行う環境管理を総括し、当該所管の環境に関する最高責任者（総括環境管理者）として次の各号に定める事項を行う。

1. 環境管理計画の決定
2. 環境監査
3. 環境管理教育
4. 資源の有効利用、環境汚染・公害・環境事故の調査及び対策の樹立
5. 協力会社に対する環境管理に係る指導・援助
6. 支店が定めたISO14001の要求事項
7. その他環境管理に関する必要な事項

○産業廃棄物担当：安全環境部長

支店長の指示に基づいて、工事事務所等の環境管理実施について指導・助言を行うとともに、土木・建築等各部長並びに担当・工事部長、総務各部長と連携を保ち環境管理に関する必要な措置を行う。

○統括環境責任者：各工事事務所長

支店長の指示に基づいて工事事務所等の統括環境責任者として、当該工事事務所等の環境管理を統括し、次の職務を行う。

1. 環境管理の方針と体制の決定
2. 工法・設備の環境に配慮した作業環境の整備
3. 環境管理計画の決定
4. 常時、作業間の連絡及び調整による環境汚染・公害・環境事故の防止措置
5. 1日1回以上の作業場所の巡視
6. 協力会社の行う環境に関する指導・援助
7. 法令の遵守
8. 従業員・作業員に対する環境教育・指導
9. 環境管理に関する記録・保存
10. 緊急事態の指揮・訓練
11. 資源の有効利用、環境汚染・公害・環境事故の調査及び対策の樹立
12. 法令に基づく関係諸官庁への報告等
13. 支店が定めたISO14001の要求事項
14. その他環境管理に関する必要な事項

○環境委員会

支店環境委員会の委員長は、支店長が当る。委員は支店長が任命し、委員会の事務局は支店の安全環境部長が当る。任命・再任・解任はすべて支店長の決裁による。

支店環境委員会は、下記の事項について、立案審議して委員長に提案し、原則として年1回開催するほか、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

1. 本社の環境管理方針に基づく、所管環境管理方針並びに具体策の樹立
2. 環境教育に関する事項
3. 協力会社に対する環境に係る指導・援助に関する事項
4. 環境保全を考慮した作業方法とその改善に関する調査研究
5. 資源の有効利用、環境汚染・公害・環境事故の原因の分析研究と今後の対策
6. 環境行事に関する企画立案
7. 支店で定めたISO14001の要求事項
8. その他環境管理に関する必要な事項

4. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

① 環境方針

鴻池組は、建設活動を通じて、地域社会との相互信頼を深め、環境と調和を図りながら、良き企業市民として果たすべき責任を全うするとともに、健全な環境を次代に引き継いでいくため環境経営を推進する。

(法規制等の順守)

環境に関する法令、並びに地域社会との協定等の同意するその他の要求事項を順守する。

(環境への取り組み)

環境マネジメントシステムを活用して環境負荷の低減に努め、継続的改善を図る。

- 建設作業に伴う地域住民への環境配慮
- 建設廃棄物の適正処理と減量化
- 建設作業に伴う大気汚染及び地球温暖化の抑制
- 省エネ・省資源・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 生態系保全の推進
- 環境保全技術・手法の開発及び提案

(社会貢献)

環境保全および環境創出技術を通じて、人と自然の調和したゆたかな環境の創造へ貢献する。

(情報公開)

環境保全の取り組みと実績を、ホームページ及びCSR報告書を通じて広く一般に開示する。

② 環境教育

環境管理方針集合教育

毎年、年初に環境管理に関する方針を定め、職員、協力会社を対象とした集合教育を実施

(2) 廃棄物処理の現状

建設工事から排出される産業廃棄物は、がれき類（コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら）、木くず、金属くず、建設汚泥、紙くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類などがある。

九州支店の平成26年度の産業廃棄物排出量は、約19,000tであり、最終処分量は約2,300tで、最終処分率は約12.1%となっている。

昨年度に比べ、廃棄物発生量はあまり変わらなかったが、建設汚泥が多く発生したことから、全体的な最終処分量も増加する結果となった。

解体工事等に伴うコンクリートがらが排出量全体の約5割を占めているが、コンクリートがらの再生利用率は、建設リサイクル法の施行などもあり、ほぼ100%に近い数字となっている。

一方、建設混合廃棄物は、排出量全体の4%程度であるが、最終処分量が全体の約20%を占めているので、現場での産業廃棄物の分別管理をさらに推進していくことが必要と考えられる。

(3) 目標の設定

毎年、廃棄物管理に関する目標設定を行い管理している。

今年度は、廃棄物の最終処分率の前年度比1%削減を目標としている。

目標達成のための取り組みとして、

- ・搬入材料の省梱包、無梱包化を図る
- ・再利用可能な梱包材の使用
- ・材料を事前に工場加工し、端材の発生を抑制
- ・分別を推進するため、廃棄物の集積場所に分別品目を明示
- ・小型ボックスを使用し、可能な限り分別を実施
- ・廃棄物の発生抑制を考慮した工法の検討
などが挙げられる。

(4) 再生利用計画

廃棄物の種類	再生利用計画
コンクリートがら	再生砕石として販売、利用している処理業者に処理を委託
アスファルトがら	再生アスファルトとして利用、販売している処理業者に処理を委託
廃プラスチック類	高炉原料等として利用している処理業者に処理を委託
金属くず	金属として再生利用している処理業者に処理を委託
建設汚泥	改良土として販売、利用している処理業者に処理を委託 工事事務所内で改良し、埋戻土として利用
紙くず	ダンボールは、再生業者に処理を委託
木くず	チップ化し製紙原料、ボードに利用している処理業者に処理を委託
廃石膏ボード	広域認定制度を利用し、再生工場に処理を委託
A L C	セメント原料等として販売している処理業者に処理を委託
安定型混合	再生利用出来る廃棄物を選別できる業者に処理を委託
管理型混合	再生利用出来る廃棄物を選別できる業者に処理を委託

(5) 課題

不特定の場所で有期的な事業を行う建設業においては、それぞれの地域で優良な処理会社を選定することが課題となる。
優良性評価制度などの情報収集、現地視察等を行うことによって、優良業者の選定に努める。

(2) 環境管理組織図

